

2021.11.29

# 21年度「精算見込・次年度計画」

## 事務手続きフロー

(2019年度通常枠 資金分配団体・実行団体共通)

2021年11月

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

## 1. 精算見込・次年度計画

※ 時系列で表示されていますが、具体的なスケジュールは団体ごとに異なります。

項目	実行団体	資金分配団体	参照先・留意点
精算見込・次年度計画の策定			<p>■ : 資料掲出リンク      ◆ : 資金分配団体向け参照      ◇ : 実行団体向け参照</p>
資金分配団体の提出期限: <b>2021年12月末</b>	<p>「精算見込・次年度計画」は2022年度に資金分配団体の皆さんにJANPIAが支払う助成金について、JANPIAから預金保険機構（以下、預保）に予算申請を行うための手続きです。資金計画に基づき助成金が支払われる仕組みを踏まえ、基本的には現在の資金計画書の値で予算申請しますが、2022年度助成金申請額を現在の資金計画より減額をしたい場合は変更予定額をJANPIAに提出することで預保への予算申請額を変更します。</p>	<p><b>①「精算見込・次年度計画に関する提出書類」の作成・提出</b>      右記のリンクの様式に必要事項を記入し、JANPIAに提出してください。      2022年度助成金申請額を現在の資金計画より減額したい場合は、別紙変更手続きを3月末までに実施してください（次項参照）。当該手続きは12月末時点では実施しなくとも構いません。      ■昨年度実施した「精算見込・次年度計画に関する提出書類」の実行団体からの提出は本年度はありませんので、確認不要です。</p>	<p>■精算見込・次年度計画に関する提出書類（資金分配団体）  <a href="https://www.janpia.or.jp/dantai/dantai_gate/normal/2019/download/fund/02/seisan_mikomi_jinendokeika_ku.xlsx">https://www.janpia.or.jp/dantai/dantai_gate/normal/2019/download/fund/02/seisan_mikomi_jinendokeika_ku.xlsx</a></p>
別紙変更の申請  手続き期限: <b>2022年3月末</b>	<p><b>①【22年度の助成金を減額する場合】別紙変更申請手続きの実施</b>      2022年度に支払えるのは助成期間合計での助成金額のうち未払分（=現在資金計画書における22年度予算）です。      22年度予算を減額する場合のみ、4月の助成金申請前に別紙変更手続き（右記参照）を行ってください。      ※資金提供契約書第6条（資金計画書に基く助成金支払）への対応として必要な手続きです。      ※昨年度のような繰越額の加算処理は不要です。</p>	<p><b>②【22年度の助成金を減額する場合】別紙変更申請手続きの実施</b>      2022年度に支払えるのは助成期間合計での助成金額のうち未払分（=現在資金計画書における22年度予算）です。      実行団体からの別紙変更申請手続きの結果や自団体での予算執行予定の見直しを受け、22年度予算を減額する場合のみ、4月の助成金申請前に別紙変更手続き（右記参照）を行ってください。      ※資金提供契約書第6条（資金計画書に基く助成金支払）への対応として必要な手続きです。      ※昨年度のような繰越額の加算処理は不要です。</p>	<p>◆◇資金提供契約別紙の変更手続きのお知らせ（2021.4.21）  <a href="https://www.janpia.or.jp/dantai/dantai_gate/normal/2019/download/fund/01/01-7.pdf">https://www.janpia.or.jp/dantai/dantai_gate/normal/2019/download/fund/01/01-7.pdf</a></p>

以上